

# 報告事項

## 熊野川流域景観計画区域内における 景観アドバイザーの活用について

---

令和3年1月15日(金)

三重県県土整備部 都市政策課

## 第13回景観審議会における委員からの意見

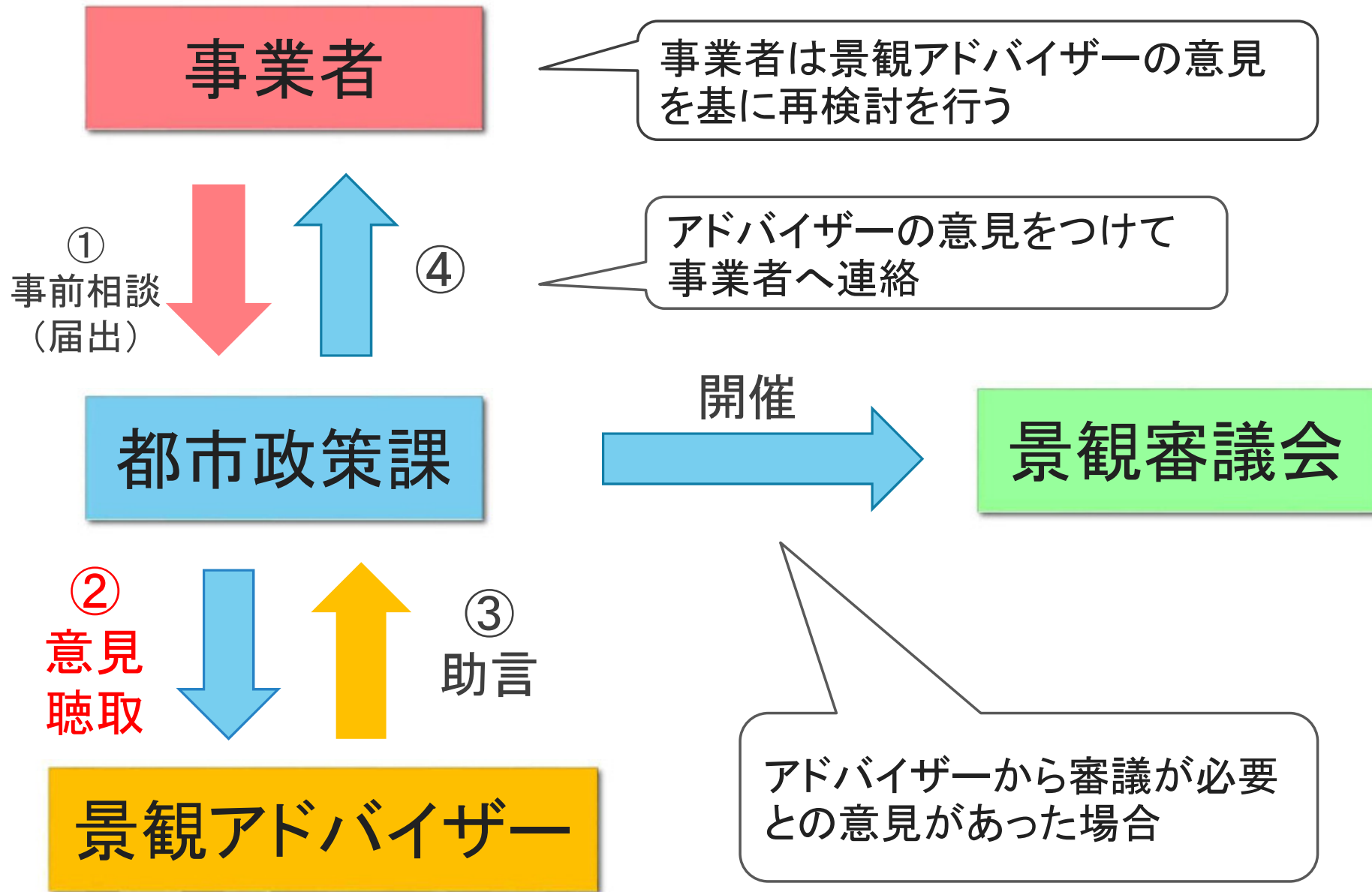
---

熊野川流域景観計画区域内における太陽光発電施設の届出について、景観審議会等で協議する仕組みを検討してはどうか。



事前相談の段階で三重県景観アドバイザーの意見を聞くこととします。

# 景観アドバイザー活用フロー図



## 三重県景観アドバイザーとは

---

- ・行政職員や地域住民への**啓発**、研修やワークショップ等の**講師**、公共事業へのアドバイス、届出対象行為についての**相談**などを行う。
- ・**景観、建築、都市計画、色彩**等に関する専門的な知識を有する方を三重県景観アドバイザーとして登録。

## 三重県景観アドバイザー名簿（50音順）

	氏名	所属	専門等
有識者	1 浅野 聡	三重大学大学院工学研究科 教授	建築デザイン、都市計画、都市設計、歴史的環境保全計画、景観計画・景観設計の研究実践 H19～29 三重県景観審議会委員
	2 佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部 教授	景観まちづくり、土木デザイン、都市計画、建築計画 H29～三重県景観審議会委員
	3 武山 良三	富山大学 理事・副学長	都市景観と屋外広告物、住民参加のまちづくり、公共交通の再生、ユニバーサルデザイン
	4 西村 幸夫	神戸芸術工科大学 教授 東京大学 名誉教授	都市計画、都市デザイン、都市空間、公共的空間デザイン、歴史的環境保全、都市風景計画、参加協働型まちづくり
	5 久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授	都市計画、都市デザイン、環境計画の研究実践、商業・福祉のまちづくり、市民活動・まちづくり支援 H19～29 三重県景観審議会委員
	6 堀 繁	東京大学 名誉教授 一般社団法人 まちの魅力づくり研究室 理事	景観デザイン、景観工学、計画設計思想史、地域計画
	7 増井 正哉	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授	景観法、景観施策、歴史文化的景観 H27～三重県景観審議会委員 R3年4月景観アドバイザー-就任予定
建築士会推薦	8 河村 幸久	設計室ジー・アイ・エー	一級建築士、三重県建築士会まちづくり委員会委員、伊勢市都市計画審議会委員
	9 松宮 竹弥	松中喜設計事務所	一級建築士、三重県建築士会歴史・まちづくり委員会役員
	10 宮崎 重則	宮崎建築	一級建築士、元三重県建築士会まちづくり委員会委員長

【任期】 2年（再任を妨げない）

## 三重県景観アドバイザー制度実施要綱

### (趣 旨)

第1条 三重県内の市町による景観形成の取組を支援するとともに、県の景観形成施策を推進するため、三重県景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）制度を設置することとし、この要綱は制度の実施に関して必要な事項を定める。

### (登 録)

第2条 アドバイザーは景観、建築、都市計画、農業及び色彩等に関し専門的知識を有する者のうちから知事が選任し、三重県景観アドバイザー名簿に登録する。

### (任 期)

第3条 アドバイザーの任期は2年とし、他のアドバイザーの任期途中で就任した場合は、他のアドバイザーの任期までとする。ただし、再任を妨げない。

### (アドバイザーの業務)

第4条 アドバイザーは次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県又は市町が行う景観形成活動等に関する助言
- (2) 景観に関するシンポジウム、セミナー等での講演
- (3) ワークショップ等の景観形成活動の企画・運営に関する助言
- (4) 公共事業等に対する景観に関する評価又は助言

### (派 遣)

第5条 市町がアドバイザーの派遣を希望するときは、「三重県景観アドバイザー派遣申請書」（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請について必要と認める場合は、派遣するアドバイザーを決定し、「三重県景観アドバイザー派遣依頼書」（様式第2号）により、アドバイザーに依頼するとともに、「三重県景観アドバイザー派遣決定通知書」（様式第3号）により、市町に通知するものとする。

3 アドバイザーの派遣を受けた市町は、速やかに業務の実績について「三重県景観アドバイザー派遣実績報告書」（様式第4号）を知事に提出するものとする。

4 県がアドバイザーの派遣を必要とするときは、第2項の規定に準じて、アドバイザーに依頼する。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、第4条の業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(費用の支払い)

第7条 知事は、アドバイザーが第4条の業務に従事した場合は、別に定めるところにより予算の範囲内において報償費及び旅費を支払う。

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、県土整備部都市政策課で処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年8月9日から施行する。

(アドバイザーの任期の特例)

2 平成19年3月31日までに選任されたアドバイザーの任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年12月18日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年4月2日から適用する。